

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2 月10日
【会社名】	JALCOホールディングス株式会社
【英訳名】	JALCO Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 順一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番11号
【電話番号】	050 - 5536 - 9824
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大浦 隆文
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番11号
【電話番号】	050 - 5536 - 9824
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大浦 隆文
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 13,440,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,381,440,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月10日付で四半期報告書(第6期第3四半期)を提出したことに伴い、平成29年2月8日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報 3. 最近の業績の概要について」、「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、並びに「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載した事項の一部に誤りがありましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

第三部 追完情報

3. 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

申込取扱場所	JALCOホールディングス株式会社 管理部 東京都中央区日本橋二丁目16番11号
--------	---

(訂正後)

申込取扱場所	JALCOホールディングス株式会社 管理本部 東京都中央区日本橋二丁目16番11号
--------	--

第三部 【追完情報】

(訂正前)

< 前略 >

3. 最近の業績の概要について

平成29年2月8日開催の取締役会において決議された第6期第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

(訂正後)

< 前略 >

「3. 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第6期第2四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月10日 関東財務局長に提出

< 以下省略 >

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第6期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月10日 関東財務局長に提出

< 以下省略 >

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月10日

JALCOホールディングス株式会社

取締役会 御中

みかさ監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小橋川 淳一 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

安 田 幸一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJALCOホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年2月8日開催の取締役会において、第三者割当による第2回新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。